

調査の概要

- 1 この調査は昭和 32 年から住民基本台帳法(昭和 32 年から昭和 42 年までは住民登録法)、住民基本台帳等人口調査要綱及び同要領に基づき、区市町村長から毎年1月1日午前零時現在の世帯数、人口及び年齢構成を毎年1月上旬に報告を受け、集計しているものである。
なお、住民基本台帳法は、平成 21 年法律第 77 号において、住民基本台帳法の一部を改正する法律が成立し、平成 24 年7月9日に施行されたことに伴い、日本人住民と同様に、外国人住民についても住民基本台帳法の適用対象に加えられることとなった。
- 2 調査項目は、住民基本台帳に記載されている区市町村ごとの世帯数、男女別人口、町丁(字)別及び年齢別人口である。
- 3 調査対象としての人口・世帯数とは、東京都内の区市町村に住所を定めている者として、当該区市町村の住民基本台帳に記載されている者の数及びそれらの者が構成している世帯の数である。
- 4 町丁(字)制を施行していない地域等については、通常用いている区画(自治会、町会名称等)によることとしたが、利島村、神津島村、御蔵島村及び青ヶ島村については、村を1つの区画とした。

利用上の注意

- 1 数値は、特にことわり書きのない限り、平成 31 年1月1日現在の数値を示す。
- 2 「0.00」は表章単位未満を、「－」印は皆無又は該当数字のないことを、「△」印は減を示す。
- 3 数値の表章単位未満は、四捨五入してあるため、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。
- 4 統計表第 5 表における町丁名の表記及び掲載順は区市町村からの報告に基づいている。

<問い合わせ先>

総務局統計部人口統計課推計人口担当
電話 03-5321-1111(代表) 内線 25-511
03-5388-2531(直通)

年齢早見表（満年齢）

年齢	生まれた年		年齢	生まれた年		年齢	生まれた年		年齢	生まれた年	
	年号	西暦		年号	西暦		年号	西暦		年号	西暦
0	平成 30	2018	27	平成 3	1991	54	昭和 39	1964	81	昭和 12	1937
1	29	2017	28	2	1990	55	38	1963	82	11	1936
2	28	2016	29	元	1989	56	37	1962	83	10	1935
3	27	2015	30	昭和 63	1988	57	36	1961	84	9	1934
4	26	2014	31	62	1987	58	35	1960	85	8	1933
5	25	2013	32	61	1986	59	34	1959	86	7	1932
6	24	2012	33	60	1985	60	33	1958	87	6	1931
7	23	2011	34	59	1984	61	32	1957	88	5	1930
8	22	2010	35	58	1983	62	31	1956	89	4	1929
9	21	2009	36	57	1982	63	30	1955	90	3	1928
10	20	2008	37	56	1981	64	29	1954	91	2	1927
11	19	2007	38	55	1980	65	28	1953	92	元	1926
12	18	2006	39	54	1979	66	27	1952	93	大正 14	1925
13	17	2005	40	53	1978	67	26	1951	94	13	1924
14	16	2004	41	52	1977	68	25	1950	95	12	1923
15	15	2003	42	51	1976	69	24	1949	96	11	1922
16	14	2002	43	50	1975	70	23	1948	97	10	1921
17	13	2001	44	49	1974	71	22	1947	98	9	1920
18	12	2000	45	48	1973	72	21	1946	99	8	1919
19	11	1999	46	47	1972	73	20	1945	100	7	1918
20	10	1998	47	46	1971	74	19	1944	101	6	1917
21	9	1997	48	45	1970	75	18	1943	102	5	1916
22	8	1996	49	44	1969	76	17	1942	103	4	1915
23	7	1995	50	43	1968	77	16	1941	104	3	1914
24	6	1994	51	42	1967	78	15	1940	105	2	1913
25	5	1993	52	41	1966	79	14	1939	106	元	1912
26	4	1992	53	40	1965	80	13	1938	107	明治 44	1911

誕生日に達したとき、この年齢に1歳を加える。